

警 備 業 法

【警備業務とは】

都道府県公安委員会から認定を受け、次のいずれかに該当する業務であって、他人の需要に応じて行うものをいいます。

- 1 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 2 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 3 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 4 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務

【申請、届出書式及び提出先】

都道府県公安委員会に申請及び届出を提出する場合は、下表に掲げる警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下「警察署」という。）を經由して行うこととなります。

警察本部では受理できませんので注意してください。

申請及び届出の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時45分までです。ただし、業務の関係で担当者が不在の場合がありますので、提出先の警察署に事前連絡し確認してください。

提出期限及び添付書類などにつきましては、警察本部（生活安全企画課）及び警察署へ問い合わせください。

番号	申請、届出書式及び提出先
1	<p>認 定 申請書 認定証更新</p> <p>< 提出先 > 主たる営業所の所在地を管轄する警察署</p>
2	<p>認定証再交付申請書 書換え</p> <p>< 提出先 > 認定申請書（認定証更新申請書）を提出した警察署</p>
3	<p>営業所設置等届出書</p> <p>< 提出先 > 兵庫県公安委員会以外の認定業者で、兵庫県内に営業所を設ける場合（9条前段） 当該営業所の所在地を管轄する警察署 兵庫県公安委員会以外の認定業者で、兵庫県内に営業所を設けず警備業務のみを行う場合（9条後段） 当該警備業務を行おうとする場所を管轄する警察署（当該場所が2以上ある場合にあつては、そのいずれかの場所を管轄する警察署）</p>
4	<p>警備業廃止届出書</p> <p>< 提出先 > 兵庫県公安委員会の認定業者 主たる営業所の所在地を管轄する警察署 他府県公安委員会の認定業者 法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署</p>
5	<p>法第11条第1項変更届出書</p> <p>< 提出先 > 主たる営業所の所在地を管轄する警察署</p>

	法第11条第4項変更届出書
6	<p><提出先></p> <p>兵庫県公安委員会の認定業者（主たる営業所の所在する都道府県の区域内で、当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わなくなった場合の届出をする場合に限る。）</p> <p>主たる営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>他府県公安委員会の認定業者</p> <p>法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署</p>
	都道府県内廃止届出書
7	<p><提出先></p> <p>警備業務</p> <p>法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署</p> <p>機械警備業務</p> <p>機械警備業務開始届出書を提出した警察署</p>
	服装届出書
8	<p><提出先>（兵庫県内で使用する服装）</p> <p>兵庫県公安委員会の認定業者</p> <p>認定申請書（認定証更新申請書）を提出した警察署</p> <p>他府県公安委員会の認定業者</p> <p>法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署</p>
	護身用具届出書
9	<p><提出先>（兵庫県内で使用する護身用具）</p> <p>兵庫県公安委員会の認定業者</p> <p>認定申請書（認定証更新申請書）を提出した警察署</p> <p>他府県公安委員会の認定業者</p> <p>法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署</p>
	服装変更届出書
10	<p><提出先>（兵庫県内で使用する服装及び護身用具の変更・追加）</p> <p>兵庫県公安委員会の認定業者</p> <p>認定申請書（認定証更新申請書）を提出した警察署</p> <p>他府県公安委員会の認定業者</p> <p>法第9条により営業所設置等届出書を提出した警察署</p>
11	<p>警備員指導教育責任者 資格者証交付申請書</p> <p>機械警備業務管理者</p> <p><提出先> 住所地を管轄する警察署</p>
12	<p>警備員指導教育責任者 資格者証書換え申請書</p> <p>機械警備業務管理者</p> <p><提出先> 資格者証交付申請書を提出した警察署</p>
13	<p>警備員指導教育責任者 資格者証再交付申請書</p> <p>機械警備業務管理者</p> <p><提出先> 資格者証交付申請書を提出した警察署</p>
	機械警備業務開始届出書
14	<p><提出先></p> <p>基地局を設置する場合</p> <p>基地局の所在地を管轄する警察署</p>

	<p>基地局はなく機械警備業務対象施設のみがある場合 対象施設の所在地を管轄する警察署（当該都道府県に、二以上の機械警備業務対象施設がある場合は、そのいずれかの機械警備業務対象施設の所在地を管轄する警察署）</p>
15	<p>機械警備業務変更届出書 <提出先> 機械警備業務開始届出書を提出した警察署</p>
16	<p>審査申請書 <提出先> 申請者の住所地又は申請者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署</p>
17	<p>検定申請書 <提出先> 申請者の住所地又は申請者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署</p>
18	<p>成績証明書書換え申請書 <提出先> 成績証明書を交付した警察署</p>
19	<p>成績証明書再交付申請書 <提出先> 成績証明書を交付した警察署</p>
20	<p>合格証明書交付申請書 <提出先> 申請者の住所地又は申請者が所属する営業所の所在地を管轄する警察署</p>
21	<p>合格証明書書換え申請書 <提出先> 合格証明書を交付した警察署</p>
22	<p>合格証明書再交付申請書 <提出先> 合格証明書を交付した警察署</p>
23	<p>警備業務従事証明書（検定審査用） 申請及び届出の添付書類</p>
24	<p>誓約書（検定審査用） 申請及び届出の添付書類</p>
25	<p>警備員指導教育責任者講習受講申込書 機械警備業務管理者講習 兵庫県内の警察署</p>
26	<p>警備員指導教育責任者講習 機械警備業務管理者講習 兵庫県内の警察署 修了証明書再交付申請書</p>
27	<p>警備業務従事証明書（講習受講用） 申請及び届出の添付書類</p>
28	<p>誓約書（講習受講用） 申請及び届出の添付書類</p>
29	<p>誓約書（個人用） 申請及び届出の添付書類</p>
30	<p>誓約書（法人申請用） 申請及び届出の添付書類</p>
31	<p>誓約書（法人変更用） 申請及び届出の添付書類</p>
32	<p>誓約書（警備員指導教育責任者業務用） 申請及び届出の添付書類</p>
33	<p>誓約書（機械警備業務管理者業務用）</p>

	申請及び届出の添付書類
34	誓約書（警備員指導教育責任者欠格用）
	申請及び届出の添付書類
35	誓約書（機械警備業務管理者欠格用）
	申請及び届出の添付書類
36	誓約書（合格証明書申請用）
	申請及び届出の添付書類
37	診断書（個人・役員用）
	申請及び届出の添付書類
38	診断書（警備員指導教育責任者用）
	申請及び届出の添付書類
39	診断書（機械警備業務管理者用）
	申請及び届出の添付書類
40	診断書（検定申請用）
	申請及び届出の添付書類
41	診断書（合格証明書申請用）
	申請及び届出の添付書類
42	警備業務従事（従事予定）証明書
	申請及び届出の添付書類